

給実甲第1282号

令和2年12月1日

人事院事務総長

給実甲第576号の一部改正について（通知）

給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年12月1日以降は、これによってください。

記

別表第1の職員別給与簿（その1）を次のように改める。

職員別給与簿(その1) 令和 年

組織・所属	住所	氏名	性別
変更組織・所属	変更住所	職員番号	生年月日

発令年月日	発令事項	発令事項等																					支給割合
		俸給				俸給の特別調整額		本府省業務調整手当の月額	専門スタッフ職調整手当の月額	俸給の月額に対する地域手当等		俸給の月額に対する広域通勤手当		超過勤務手当等の勤務1時間当たりの額									
		俸給表	級号俸	俸給の調整額	俸給の月額	区分	額			支給割合	額	支給割合	額	夜勤25	超過・減額100	超過125	休日・超過135	超過150	超過160	超過175			

手当	扶養手当		住居手当		単身赴任手当		寒冷地手当	
	変更年月日	月額	変更年月日	月額	変更年月日	月額	変更年月日	月額
認定扶養親族(子以外)	人	人	人	人	人	人		
認定扶養親族(子)のうち加算措置対象	人	人	人	人	人	人		
	人	人	人	人	人	人		
	人	人	人	人	人	人		
	人	人	人	人	人	人		

通勤手当	自動車等		普通交通機関等			新幹線鉄道等			額	特勤手当		特勤手当に準ずる手当	
	変更年月日	支給月	支給単位期間	金額	支給月	支給単位期間	金額	支給開始年月日		支給割合	支給開始年月日	支給割合	
										%		%	
										%		%	
										%		%	
										%		%	
										%		%	
										%		%	
										%		%	

標準報酬	短期		厚生年金		退職等年金給付	
	変更年月日	等級	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額

扶養控除等申告関係								住民税年額・月額								住民税納付先		前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
申告の有無								前年	年額計		6月	7月以降		前年納付先コード	過納額			
配偶者の有無								当年	年額計		6月	7月以降		当年納付先コード	不足額			
変更年月日	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等	年末調整											
				同居者親等	その他		区分	金額		税額		区分	金額		税額			
							年間給与額と税額の各合計				差引控除後の給与額及び年税額							
							所得金額調整控除額				住宅借入金等特別控除額							
							給与所得控除後の給与の金額(調整控除後)				年調所得税額							
							給与控除額				年調年税額							
							社会保険料等控除額				差引過不足税額							
							本人申告分				本年最後の給与の徴収税額への充当額							
							小規模企業共済等掛金の控除額				差引還付する税額							
障害者等(該当は*印)	一般の障害者				人	生命保険料の控除額				超過額の精算								
	特別障害者				人	地震保険料の控除額				同上のうち本年還付する税額								
	同居特別障害者				人	配偶者(特別)控除額				翌年還付する税額								
	寡婦					扶養控除額及び障害者等控除額の合計額				不足額の精算								
	ひとり親					基礎控除額				本年最後の給与から徴収する税額								
	勤労学生									翌年に繰り越して徴収する税額								

備考

以 上